

安心できる老後の生活のために

# 弁護士法人 伊予

高齢者財産管理部の  
新設に関するご案内





当事務所は、このたび、顧問会社の要望及び地域社会高齢化の現状等を受け、高齢者財産管理部を設置する運びとなりました。

高齢者にとって、身体機能の低下や認知症等、いざというときに財産管理を託せるような親族等が身近にいない場合はどうすれば良いのか、非常に気がかりな問題と言えるでしょう。

また、施設に入所されている方の財産管理については、施設側にとっても何かと気遣いを要することではないかと思います。

厚生労働省の「人口動態統計」によると、団塊の世代(1947年から49年までの3年間)に生まれた世代が806万人で、10年後にはこの世代の方々が後期高齢者(75才以上)となられます。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」では、2015年の65才以上の単独世帯が566万人で、2025年には680万人(65才以上の世帯の約37%)と110万人以上も単独世帯が増加する推計を出しています。

そこで当事務所では、高齢者の財産管理の面において安心していただけることが、高齢者福祉のひとつとなると考え、高齢者の財産管理に特化した「高齢者財産管理部門」を設置することにいたしました。

高齢者の財産管理について、親族のおられない方はもちろん、親族のおられる方でも諸事情から適切な管理者を決めることができない場合などに、当事務所が代わって管理を行うものです。

幸い、当事務所では20年を超える後見人の経験や顧問会社からの相談を経て培われたノウハウがあります。それを活かしながら、創意工夫を重ねて、皆様に満足していただけるシステムを作り上げてまいります。

ご希望があれば、是非お問い合わせください。詳細なご説明をいたしますので、ご検討いただければ幸甚に存じます。

弁護士法人 伊予  
代表社員 弁護士 奥島 直道



## 高齢者に対して、財産管理が必要となる場合

高齢者に判断能力が無くなってきた場合、管理が必要となります。

誰か管理をしてくれる人がいれば良いのですが

### ①高齢者に身寄りがない場合

独居の高齢者が増えています。

悪徳商法の犠牲になったり、盗難に遭う恐れがあります。

### ②高齢者の身内の方が管理に消極的

甥・姪・従兄弟の方の場合、できれば管理をしたくないという方が多いと思います。そういう方に無理にお願いをすると、財産管理がずさんになったり、私的流用を招くことになります。

### ③施設利用者の関係者の間で、財産管理をめぐる争いがある場合

子どもさんの間で誰が管理するかや管理の方法をめぐって争いが生じる場合もあります。両方が納得できる者が管理を行えば、紛争を解決することができます。

### ④現在施設利用者の財産を管理している者が不適切な管理をしている場合

(例:施設利用料を支払ってくれない等)

代わって適正な管理をしてくれる者がいないと、不適切な管理だと思っても、なかなか是正を求めることが難しくなります。

### ⑤財産の譲渡や手続きで必要となる場合

利用者が施設を変わり、それまで施設が預かっていた場合に引き渡すべき人がいない。

(例:保険などの請求の場合に受領する権限を持った人がいない場合)



## 手続きの流れ

### 相談

利用者の要望、諸事情をお聞きします。

### 検討

どのような方法がいいのか検討。

収支一覧表作成、事務所会議、提案。

### 契約

任意後見契約・財産管理契約、見守り契約など。

### 管理開始

通帳を使用した明確な管理。一か月に一回の報告

### 終了

相続人への引継ぎ。

(死後事務管理契約に基づいて)



# 当事務所の財産管理の特徴

## ① 利用しやすい(低料金)

利用者の負担を考慮して、利用者の月収の5~10%の管理費用を想定しています。月々の負担が大きいと、利用者にとっては生活に不安が生じてしまいかねません。

当事務所では、そなならないよう月々の費用は低額に抑え、別途契約終了時に残された財産から契約締結時にお約束した金額の費用を頂くことを予定しております。

## ② 管理の透明性

数通の預金通帳を使用して、後から確認ができる形で管理をします。

原則として月に一度は財産内容の報告を予定しています。

年金が入るのを楽しみにしている利用者も多いので、収入や支出の内容を説明します。

利用者の了解のもと、施設の方にも状況を把握してもらう場合もあります。

## ③ 権利擁護の観点からきめ細かい管理

20年を超える後見人や財産管理人の経験を活かして、利用者と施設の要望に応える管理を行います。

今の段階では管理は不要だが将来必要となる場合、将来の安心のための契約(見守り契約)などが行えます。

## ④ 財産管理方法の多様性(弁護士事務所だからこそ行える対応)

施設利用者の状態に応じた成年後見制度、任意後見制度、保佐人制度などを活用して、財産管理を行います。その他遺言書作成等諸手続きについてのアドバイスも可能です。また、通帳を返してもらえないなどのトラブルにおいて権利救済の法手続きを行うことも可能です。

## ⑤ 法人化しているので引継ぎも安心

管理している弁護士が死亡した場合も、弁護士法人が管理しているので、支障なく、引き続いて管理を行うことができます。

講師の派遣

財産管理について説明します。

施設内の従業員さんの研修等ご利用ください。



# 質問と回答

1

Q. お小遣いをもらうことはできますか？

A. できます。利用者や身の回りの世話をしている方に渡すことができます。

3

Q. 管理してくれている弁護士が亡くなった場合にはどうなりますか？

A. 当事務所の場合、法人化して会社の組織になっておりますので、外の弁護士が引き継いで管理を継続することになります。

5

Q. 将来、管理できなくなった場合に頼みたいという場合は、どうすればいいのですか？

2

Q. 一旦した契約をやめることができますか？

A. 本人が意思表示できる場合には、いつでも委任契約を終了させることができます。契約の変更はできます。管理してくれる人が見つかった場合には、管理契約を終了することができます。

4

Q. 自分が亡くなった場合はどうなりますか？

A. 原則としては、相続人に引き継ぎます。引き継いで欲しい人がいれば、予め遺言書を作成して頂き、その方に引継ぎます。

A.

予め、管理できなくなった場合には管理を頼むという任意後見契約をしておけば安心です。

## 各契約の説明

— 詳細は弁護士にお尋ねください —

### 1 成年後見制度

判断能力の衰えた高齢者などを支援保護する制度です。後見人は、家庭裁判所の監督を受けながら、与えられた権限の範囲内で、財産管理・身上監護などを行います。

#### (1) 任意後見契約

任意後見契約に関する法律(平成12年4月1日施行)に基づく契約です。

但し、任意後見人による財産管理の開始は、高齢者の判断力が低下してからになります。高齢者(委任者)がまだ正常な判断能力を有する間に、財産管理をお願いする人(受任者)を選んでおき、高齢者が判断能力に支障が生じた時に受任者が任意後見人となって委任者の財産管理を開始するという契約です。

#### (2) 法定後見

高齢者が既に正常な判断力を有しない場合には、家庭裁判所に対し法定後見開始の審判を申立てます。申立権者には本人・配偶者・四親等内の親族等の他、本人に身寄りがない場合等には区市町村長がなれます。法定後見は判断力の程度により、後見、保佐、補助の3種類があります。

### 2 財産管理契約(見守り契約)

民法に基づく契約です。自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人选んで具体的な管理内容を決めて委任するものです。契約の内容は自由に定めることができます。委任者が一人暮らしの場合には、定期的な連絡や困った時の相談など(いわゆる見守り契約)を契約内容に盛り込むこともできます。

### 3 死後事務委任契約

生前契約ともいいます。公正証書にする必要はありません。任意後見契約や財産管理契約を締結していたとしても、委任者が死亡すると契約が終了する為、受任者や任意後見人には委任者の死後事務まで行う権限がありません。近くに親族がない人や一人暮らしの人又は自分らしい葬儀をしたい人などは、受任者と死後事務委任契約を締結しておくことが必要になります。

#### 【死後事務委任の内容】

関係者への連絡事項、葬儀のやり方、納骨埋葬の手続き、永代供養に関する事務、債務の弁済、支給金の受取り、家財の処分の仕方、役所への届出など。